別紙様式第３号（第21条第1項関係）

　　　　　　　　

年　　月　　日　作成　　　住　　　所

年　　月　　日　備付　　　労働金庫名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　長　氏　　　　名

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　目 | 金　　　　　　　　　　額 |
| 経常収益 資金運用収益 貸出金利息 預け金利息 買入手形利息 コールローン利息 買現先利息 債券貸借取引受入利息 有価証券利息配当金 金利スワップ受入利息 その他の受入利息 役務取引等収益 受入為替手数料 その他の役務収益 その他業務収益 外国為替売買益 商品有価証券売買益 国債等債券売却益 国債等債券償還益 金融派生商品収益 その他の業務収益 その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益株式等売却益 金銭の信託運用益 その他の経常収益経常費用 資金調達費用 預金利息 給付補塡備金繰入額 譲渡性預金利息 借用金利息 売渡手形利息コールマネー利息 売現先利息 債券貸借取引支払利息 コマーシャル・ペーパー利息 金利スワップ支払利息 その他の支払利息 役務取引等費用 支払為替手数料 その他の役務費用 その他業務費用 外国為替売買損 商品有価証券売買損 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券償却 金融派生商品費用 その他の業務費用 経費 人件費 物件費 税金 その他経常費用 貸倒引当金繰入額 貸出金償却 株式等売却損 株式等償却 金銭の信託運用損 その他資産償却 退職手当金 その他の経常費用経常利益（又は経常損失）特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 金融商品取引責任準備金取崩額 その他の特別利益特別損失 固定資産処分損 | × × ×千円× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×　　× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×　　× × ×　　× × ×× × ×× × ×× × ×× × ×　　× × × |
|  減損損失　金融商品取引責任準備金繰入額 その他の特別損失税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）法人税、住民税及び事業税法人税等調整額法人税等合計当期純利益（又は当期純損失）繰越金（当期首残高）・・・・・・・・積立金取崩額当期未処分剰余金（又は当期末処理損失金） | × × ×× × ×× × ×× × ×　　× × ×× × ×× × ×　　× × ×　× × ×　　× × ×　　× × × |

（記載上の注意）

　１．労働金庫法第32条第５項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。

　２．上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

　３．本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。

　４．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

　　　ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

５．一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金（当期首残高）の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。

６．法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。

　⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報

⑶ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

８．出資１口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を銭単位まで注記すること。

９．労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の２第２号に規定する子会社等との取引に関する事項を注記すること。

10．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（法第62条の３に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第62条の４に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

　(1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫（法第62条の３に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の業績の期間

　(2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

11．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

　(1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

　(2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

　(3) 主要な所得関連費用の内容及び金額

　(4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

12．総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

13．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13．において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13．において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。